

秋田県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和3年2月9日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	本荘岩城線	由利本荘市北ノ股字北ノ股11番2地先から 5番2地先まで	5.00～16.00	0.047
	新	本荘岩城線	〃	5.00～8.80	0.047

2 供用開始の期日 令和3年2月9日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和3年2月9日（火）から同年3月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）